

平成23年11月29日(火) 13:30~15:30

第3回 平成23年7月新潟・福島豪雨での只見川等の災害に関する情報連絡会 議事要旨

1) 第2回情報連絡会に関する質問・意見等について

(出席市町村からの質問・意見は末尾に一覧を掲載)

電源開発(以降電発)から説明

(只見町質問1について)

奥只見ダムにおいて急激な放流の増加があっても、田子倉ダムの貯水位に余裕があればそこで貯留できるが、田子倉ダムで同様の操作を行った場合、下流で貯留出来るダムがないため、同様の操作は行えない。

(質問2について)

予測の降雨と実際の雨量に大きく違いがあったこと、予測ができなかったことから、発電事業者の弾力的な運用では水位は下げられなかった。

事前放流は国土交通省所管のダムで洪水調節を行う場合に利水容量の一部を放流することであり、発電専用ダムにおいては実施できない。

(質問3について)

前回説明があったように、大鳥ダムは貯留を行わないダムである。流入量と放流量が同量となるよう操作を行う。よって貯水位は一定となる。仮に常時満水位まで貯留を行ったとしても、流量への影響は今出水の1%程度。

(意見1 ダム操作規程について)

ダム放流のサイレンについては、河川利用者への周知を目的としている。河川の中で聞こえるように、サイレン等は配置されている。住民から要望のあった点については、関係行政機関と相談し見直しを行っている。ダム操作については、奥只見・田子倉では貯留を行いながら操作を行った。しかし実態として洪水被害が発生しているため、学識者を委員とする検討会の中で検証を行い、河川管理者である県や国に指導を受けて検討していく。

(意見2 河川管理について)

() について)

電発：前回の情報連絡会でも説明したとおり、洪水痕跡調査・河川横断測量等のデータに基づき、ダム上流の影響範囲を調査中。結果を元に対策を検討する予定。その中には、堆砂処理による河床高の管理も含

まれる。

(について)

国：市町村向け川の防災情報というシステムがあり、そちらをご利用いただきたい。出席自治体の担当者にIDが付与されている。

福島県（以降県）：福島県では、流域総合情報システムがあり、指定水防管理団体の市町村に端末を付与している。情報としては川の防災情報と同様で、水位流量等が確認できる。

(について)

県：河川流水占用料については、河川法により県の収入とすることになっており、また平成11年の国の通知でも「河川管理に要する費用に充当するよう特段の配慮をする。」こととされており、立地自治体の自主財源にすることは困難である。

只見町：川の防災情報に只見川上流域（八木沢・楢戸・只見等）について、観測ポイントを増やして欲しい。流水占用料は、一般財源化して河川改修・築堤等に使われていないという話も有るので、今回の河川改修・築堤等に使用して欲しい。

(意見3 検証のあり方)

東北電力（以降東北）：東北電力・電源開発が共同で、学識者3名を委員とした検討会を12月6日(火)に仙台市で開催する予定。検討会の検証結果については、情報連絡会の場でも適宜報告したい。

電発：東北電力と同様である。

(意見4 情報連絡会のあり方)

国：ご意見を踏まえ、今回より公開とした。第1回・第2回についても議事要旨を確認頂いている所であり、出席自治体からの確認を頂いてから阿賀川河川事務所のHPにて公開する。

(意見5 総括)

東北：第2回の情報連絡会において、国土交通省よりダム放流により洪水を増加させるようなダム操作は無かったと報告して頂いたところであり、当社としても洪水を助長させるような行為は無かったと考える。但し、河川を利用し発電を行っている立場から、公益事業者として遅滞のない取り組みで協力を行っていく。

電発：東北電力と同様、関係行政機関と相談の上対応を行う。

(三島町からの質問1)

東北：福島県と協議の上、ダム の 築造前築造後の水位変化について検証を行う。

国：国としても協力していく。

(質問2)

東北：設計洪水量を上回るダムはあったが、ダム本体への影響は無かったことを確認している。社としても、ダムは決壊し難いものだと考えており、決壊による被害想定は現時点で行っていない。

国：平成7年の兵庫県南部地震、東日本大震災においても国土交通省所管のダムで大きな被害は生じていない。同程度の地震において一定の安全性は確認されている。引き続き、ダムの安全性は検討しているところである。

三島町：今後の安全性の検討に期待したい。住民の中にはダムの有無による検証について実証実験を行うべきだという方も居る。今まで頂いた意見を住民の不安に対して、どう返していくかも検討してもらいたい。

(金山町からの意見について)

国：期間更新の意見聴取については、河川法第36条第1項に基づき関係都道府県知事に行うこととなる。よって、本名・上田ダムの期間更新については、福島県知事に意見聴取を行う予定。

県：福島県としては、検証状況を考慮し、地元市町村の意見を踏まえた上で回答したいと考えている。

金山町：平成19年に第二沼沢発電所の更新について、金山町に協議を行うよう要望を行ったが、何の話もなく更新された実態があるので、県を通じてでも良いから、町に協議頂くことを強く要望する。

(西会津町からの意見について)

国：水位の計測と通知については、只見町への回答と同様である。

県：只見川については水位計が設置されていないが、これは発電ダムの計測情報をデータで頂けるようであれば、その情報を市町村におろすことが出来れば問題ないのではないかと思ひ、今まで設置していないのではないかと思う。今後国とも協議を進めながら、頂くことが可能であれば我々も欲しいし、市町村にも提供できるようにしたい。

東北：来年の2月を目途に、伝達方法等を関係行政機関と協議の上対応を検討したい。ダム地点以外の水位計の設置についても、検討する。

電発：要望の点については、対応を検討する。ダム地点以外の水位計の

設置についても、可能性の可否について検討する。只見町から要望のあった、滝ダム上流域については河川区間であり、河川管理者である福島県が設置すべき箇所と考えられるので、弊社としては出来ない。福島県で検討して頂きたい。

西会津町：西会津町周辺には計測箇所がないので、水位計の設置を是非お願いしたい。放流量を教えられても、上流の状況がどう水位に反映されるか分からないので、そういったシミュレーションをお願いしたい。

東北：住民への説明会については、日程調整をさせて頂きたい。当社のダムはコンクリート重力ダムであるので、決壊は想定していない。

電発：説明会については、各自治体と個別に相談させて頂きたい。住民の方からは、治水に関する質問が多く寄せられる。電気事業者から回答出来る範囲は限られており、答に困る場面が多い。出来れば国や県に同席してもらい、説明会が開ければ、より理解が進むのではないかと感じた。

2) 災害復旧について

特に質問事項無し

3) 関係機関からの連絡

県：計画堆砂量という概念はあるのか。模型実験は本名・上田ダムだけなのか。河川法以外で、例えば電気事業法で何か関係はあるのか。

東北：当社のダムについては、計画堆砂量という概念はない。模型実験については、本名ダムについては75分の1三次元、上田ダムは50分の1二次元で行っている。本名ダムは他ダムへの転用は出来ないが、上田ダムの実験は模型を置き換えることで、他ダムへの転用も可能かと考えられる。今年度は本名・上田の2箇所を計画しているが、次年度以降模型実験の追加についても考えて行きたい。電気事業法については、関東経済産業局から特段検査の意向は示されていない。

電発：滝ダムについては、計画堆砂量を超えた状態にある。

県：電源開発の堆砂量については、推定値とあるが東北電力も同様か。

東北：ダムの直上流の断面はH22年度の値を使用しているが、それ以外は最新のものである。ほぼ実測という値であるが、100%ではない。

県：資料において運転再開は未定という記載があるが、その見通しにつ

いて状況に変化があったのか。

東北：公表している資料から状況に変化はない。

柳津町：ダム操作規程の見直しについての考えは。

東北：検証結果を踏まえ、直すべきところは直す。それも含め検討する。

電発：東北電力と同様である。

柳津町：ダム操作の連携が電力会社同士で密に取られているということ
を住民に説明して欲しい。

東北：今後の説明会等で説明していく。実態としても、連携は取られて
いる。

只見町：町としては、電源開発と共存共栄でやっていこうと考えている。

しかし被害は事実発生しているので、具体的な対応をお願いしたい。

水位と流量の関係が分かるような情報を提供してもらいたい。ダム操
作に付いては、利水ダムゆえ事前放流は難しいのかもしれないが、豪
雨が予測される際は事前放流を義務付けるなど対策を取って欲しい。

サイレン等については、町の防災計画、エリアメール等の対策で町も
考えているところであり、我々もお願いするばかりでなく対策を考え
ているところであるので、対応をお願いしたい。阿賀川流域に比べ、只
見川は発電ダムがあるということで、県としてデータを持ち合わせて
いないように見える。東北電力・電源開発と連携し、県は対応をお願
いしたい。河川流水占用料については、流域市町村の関心が高い。電
気事業者が納めた占用料が、河川の治水に活かされていることを、住
民に見えるように県には示してもらいたい。